

あるアメリカ人哲学者の原子爆弾投下批判

寺田俊郎
(PRIME 所員)

はじめに

第二次世界大戦終結50周年に当たる1995年に、アメリカ合州国ワシントン DC にあるスミソニアン博物館で計画されていた原子爆弾投下にかんする特別展覧会が大幅な規模縮小に追い込まれた。当初の計画では、広島資料館にある資料も展示して原子爆弾被害の実態を反省するとともに、数人の歴史学者が学問的観点から書いた、二つの原子爆弾投下が東西冷戦に向かう分岐点になったという解説を付す展示であったと聞く。ところが、この展示の計画には、退役軍人の団体や保守的政治家をはじめ方々から激しい批判が沸き起こった。その圧力によって展覧会は大幅に縮小され、こともあろうに広島に原子爆弾を投下したボーイング29型爆撃機「エノラ・ゲイ」とわずかな展示のみが残った。

この展覧会をめぐる議論が引き金となって合州国内で生じた原爆投下の是非を問う議論の一つに、オピニオン誌『ディセント (Dissent)』の特集「ヒロシマから50年 (50 Years after Hiroshima)」がある。ジョン・ロールズ (John Rawls)、マイケル・ウォルツァー (Michael Walzer) といった世界的に名を知られた哲学者たちが原爆投下の道徳的是非を正面から問い質したのである。なかでもロールズは論文「なぜ原爆投下は道徳的不正な

のか?」⁽¹⁾を書いて、原子爆弾投下は著しい道徳的非道である、と厳しく批判した。この論文を間もなく出た日本語訳で読んだ私は、ロールズの哲学者としての使命感と市民としての良心とに深い敬意を感じずにはいられなかったし、それは今でも変わらない。

その敬意も、以下でロールズの原子爆弾投下批判を紹介・検討する動機の一つである。しかし、それは唯一の理由でも第一の理由でもない。原子爆弾投下は重大な道徳的不正であったこと、合州国はその不正にかんして責任があることを、今あらためて確認しておくことはきわめて重要なことだと思われること、それが最大の理由である。

広島平和公園にある慰霊碑には「安らかに眠ってください、過ちは繰り返させぬから」と彫ってある。こう語りかける相手が原子爆弾によって命を落とした人びとであることは明らかだろう。では、こう語りかける主体は誰であり、「繰り返させぬ」と誓われる「過ち」とは何か——私はこの慰霊碑を訪れるたびに考える。これまでのヒロシマの語られ方からすれば、語りかける主体は全人類であり、「過ち」とは原子爆弾投下を招いた戦争ということになる。慰霊碑に隣接する平和資料館の展示も、同じ姿勢に貫かれている。その主眼は、核兵器被害の惨状を伝え、あらゆる核兵器の製造・配備・使用に反対することに置かれており、原子爆弾投下をめぐる合州国の

「過ち」の責任を問うことにはない。それは、一つの立派な姿勢であろう⁽²⁾。私自身、それに疑問を感じたことは比較的最近までなかった⁽³⁾。

ロールズの論文は、原子爆弾投下をめぐる合州国の責任を問う必要性を強く感じるようになったきっかけの一つである。その思いは、日本の戦争責任も含め、戦争責任というものを哲学的に考えるなかでいっそう明確になり、〈9.11〉後の合州国の傲慢な振る舞いを目の当たりにしてますます強くなっていった。自らの過去を振り返り、過ちがあればそれを認め、そこから学ぶことがなければ、正義にかなった世界秩序を築くことはできないこと、それはどの国家にとっても同じであろう。その意味でも、合州国が原子爆弾投下という道徳的不正にかんして責任があることを確認することは、きわめて重要である。

ここで、原子爆弾の被害は想像を絶するほど悲惨・残酷・非道なものであり、端的に悪だと言っていいものだから、あえてその不正を問うとはどういうことか、という疑問が呈されるかもしれない。原子爆弾の被害者たちが被った筆舌に尽くし難い、酷く、辛く、悲しい経験を聞けば、それだけでも核兵器に反対する十分な理由になると私も思うし、その観点から原子爆弾投下の悪を語ることに異論を唱えるつもりはもちろんない。それとは別の観点から語られるべきことが十分語られていない、それを語るべきだ、と言いたいのである。それは、たんに核兵器廃絶のためのみならず、先に述べたように、正義にかなった世界秩序を真剣に考えるとき、避けて通ることはできない道だと考える。

ところで、原子爆弾投下にまつわる合州国の罪を論じた旧連合国の哲学者はロールズが最初ではない。たとえば、エリザベス・アンスコム(Elizabeth Anscombe)というルドヴィヒ・ヴィトゲンシュタイン(Ludwig Wittgenstein)の直弟子である高名な哲学者が、すでに1950年代に「ト

ルーマン氏の学位」⁽⁴⁾というエッセイのなかで、原子爆弾投下の命令を下したトルーマン大統領の行いは道徳的に不正であった、と論じている。彼女は、オクスフォード大学がトルーマン元大統領に名誉博士号を授与しようとしたとき、このエッセイをパンフレットにして公表し、学位授与に反対したのである。このアンスコムのエッセイの存在を、恥しいことに、ロールズの原子爆弾投下批判について考察を進めるなかで初めて知ることになった⁽⁵⁾。

しかし、アンスコムの議論もロールズの議論も、一定の説得力をもちあはするものの、少なからぬ疑問を残す。本稿ではまず、アンスコムの所論を紹介し(第1節)簡潔に論評してから、ロールズの所論を概観し、疑問点を明らかにする(第2節)。その疑問を解くべく、今度はトーマス・ネーゲル(Thomas Nagel)の大量虐殺の不道徳性を論じた論文「戦争と大量虐殺」を概観し、そこにアンスコムとロールズの原子爆弾投下批判を補う論理を認める(第3節)。最後に、本稿が指摘するロールズの原子爆弾投下批判の弱点にもかかわらず、それから学ぶべき事柄があることを述べる(最終節)。

1 アンスコムの原子爆弾投下批判

アンスコムは、「トルーマン氏の学位」の冒頭で、1939年にルーズベルト合州国大統領が民間人を攻撃しない保証を諸国に要求したことと、1945年に合州国大統領が日本の都市に原爆を投下する命令を下したこととの間にある著しい対照に注意を促し、その間にあった事態の推移を次のように確認する(62-64)。(1)イギリス政府はルーズベルト大統領の要求に「ドイツがやればわれわれもやる」という留保をつけて応えた。(2)ヒトラー政権と交渉しないというそれ自体もっともな態度と無条件降伏の要求とが混同された可能性が

ある。そして、無条件降伏の要求と原子爆弾を使用することとの結びつきは明らかである。(3) ドイツはイギリスに多大な無差別爆撃を行った。無差別性の責任がどこまで現場のパイロットにあり、どこまで戦略にあるのかは素人には見極め難いが、そのような爆撃があるだろうことは、1939年の時点で予想できた。(4) イギリスには近代的戦争の「区別不可能性」および「集団的責任」の主張が見られた。軍事力は経済的・社会的力を含むものであり、戦争はすべての国民を巻き込むのであるから、攻撃の対象を区別することには意味がない、という主張である。(5) 日本がパール・ハーバーを攻撃し日米戦が始まった。合州国国民の感情は高まり、戦争の目標はあいまいかつ無限定になり、無条件降伏だけが唯一の目的になった。(6) イギリスでは「ターゲット爆撃」から、都市域を組織的に爆撃する「エリア爆撃」への変化が生じた。(7) 1945年7月のポツダム会談でイギリス、合州国、ソ連は新型爆弾を使用する「一般原則」に合意した。ポツダム宣言は無条件降伏を迫ったが、それが受諾されない理由があるとすれば天皇に対する忠誠のみであろう、と一般に思われていた。日本はそれを拒否し、広島と長崎に原子爆弾が投下された。その決定を下したのは合州国大統領トルーマン氏である。

以上のように事態の推移を確認した後、アンスコムは、一般に認められている道德規範である謀殺の禁止に基づいて、トルーマン氏が犯罪者であることを示唆する。「人間が自分の目的を達する手段として罪のない人々を殺すこと (killing) はつねに謀殺 (murder) であり、謀殺は人間の行為のうち最悪のものである」(64)。ここで「罪のない人々 (the innocent)」の定義をめぐる疑問が生じるかもしれないが、広島と長崎の場合には、ある目的のために多くの罪のない人々を同時に、警告もなく、避難の余地もないまま殺す決定が下されたことは明白であり、「罪のない人々」の境界

事例を問題にするまでもない。また、原子爆弾投下によって戦争が早期に終結し、多くの人々の生命が救われたことを考慮すれば、それはやむをえない悪だった、という反論がある。アンスコムによれば、この反論の前提となる事実認識は当時の状況を考慮すれば正しいが、その状況とは合衆国による無限定な戦争目標と無条件降伏の堅持であり、日本が和平交渉を切望していることの無視であって、この事態を招いたのは、アリストテレスの「愚かであるならば、善人になることも善をなすこともできない」(65) というテーゼを地でいく愚かさにはほかならない。

アンスコムは、罪ある人を称賛したり擁護したりすることはその罪を共有することだと考え、トルーマン氏の名誉学位授与に反対する決意をし、オクスフォード大学当局にその決意を伝えた。それに対する大学当局の苦し紛れの対応を、アンスコムは皮肉たっぷりに報告している (65-66)。

続けてこのエッセイの後半で、アンスコムは「自分の目的を達する手段として罪のない人々を殺すことは謀殺である」というテーゼを詳しく検討する (66-70)。注意深く軍事施設を標的として爆撃した結果として民間人が巻き添えになって殺される場合、たとえそれが統計的に確実であったとしても、謀殺ではない。これは、倫理学でしばしば用いられてきた「二重効果の原理 (principle of double effect)」である。では「罪のない人々」であるかどうかの境界線はどこにあるのか。アンスコムは、境界を引くのは困難だから区別はないという安易な議論の不合理的を戒めたうえで、「戦闘しておらず戦闘しているものにその手段を供給していないすべての人々」は「罪のない人々」である、と説明する。戦闘中ではなくても戦闘の任務を負っている兵士は攻撃の対象になるが、捕虜になった兵士はそうではない。

このようにアンスコムは、同じ人を殺すことなかでも謀殺とその他の殺人を鋭く区別すること

によって無差別攻撃を批判するが、その返す刀で絶対平和主義 (pacifism) をも切ろうとする。人を殺すことをすべて悪とする絶対平和主義は、謀殺とその他の殺人を混同する点で、やはり誤った教説だというのである。アンスコムが念頭に置いているのは死刑ではなく (死刑は不必要だと主張している)、たとえばヒトラー政権下のユダヤ人たちのように著しい暴力に曝されている人々を保護したり、そのような恐るべき不正を正したりするための殺人である。絶対平和主義は誤っているだけでなく有害である、とアンスコムは主張する。

このエッセイを公表して敢然と大学当局に異議を申し立てたアンスコムには、ロールズに対するのと同様の敬意を感じずにはいられない。だが、アンスコムの絶対平和主義批判はいささか性急だと言わねばならないだろう。あらゆる殺人は不正だと認めたくえでなお、謀殺とそれ以外の殺人とをさらに区別することもできるからである。とはいえ、この区別自体は重要であると思われる。なぜなら、戦場で兵士どうしが殺し合うことと無差別爆撃や原子爆弾投下によって民間人を殺すこととの間には、やはり重大な区別があるように思われるからである。しかし、その区別の根拠はどこにあるのだろうか。アンスコムの「罪のない人々」という概念は、戦時国際法にも通じる簡明でわかりやすい根拠だが、その内容は、以下でロールズの議論を検討するなかでも明らかになるように、必ずしも明確ではない。

2 ロールズの原子爆弾投下批判

2・1 ロールズの主張の概要

ロールズは「原子爆弾投下はなぜ不正なのか?」(以下「ヒロシマ論文」と略記)を次のような印象的な文言で書き始める (103)⁽⁶⁾。

ヒロシマへの原爆投下から50年目のこの年こそ、この攻撃について何を思いめぐらすべきかを反省するのにふさわしい時である。多くの人が今そう思い、幾多の人が当時もそう考えたように、この爆撃はまさしく大なる不正行為であったのか。それともおそらく最終的には正当化される行為なのか。私の見解では、1945年春から始まった日本各地への無差別爆撃と8月6日の広島原爆投下とは、ともに極めて大きな過ちであって、不正行為として受け止めてしかるべきである。

そして、この意見を裏づけるために「民主的な人民 (democratic peoples 民主的な国民) の戦争遂行を律する諸原理」すなわち「戦争中の法 (jus in bello 交戦法規)」の解釈を行う。

ロールズのいう「民主的な人民の戦争遂行を律する諸原理」は次の六つの項目から成る (105-107)。

- 1【正しい戦争の目的】まともな (decent) 民主社会が当事者となる正しい戦争の目標は、諸人民の間 (特に目下の敵との間) に成立すべき正しくかつ永続的な平和である。
- 2【敵国の政情】まともな民主社会の戦争相手国は非民主的な国家である。なぜなら、民主的な人民は互いに戦争を起こさないとあるからである。
- 3【戦争責任の軽重】民主社会は①相手国の指導者と要職者、②兵士たち、③非戦闘員である住民の三つの集団を区別しなければならない。民主社会の交戦国は上記の2により非民主国であるから、その人民に戦争の責任はない。
- 4【人権の尊重】まともな民主社会は、相手国の非戦闘員と兵士の人権を尊重しなければならない。なぜなら、①「諸人民の法 (laws of peoples)」〔国内法の枠を超えた万民法〕によって非戦闘員、兵士とも人権を有すからであり、②戦時においても人権が効力をもつという実例によって、人権の意義を示すべきだからである。敵国の

一般市民にも人間社会の構成員として一定の地位が認められ、諸権利が認められるのであって、「極限的な危機」を除いては、直接攻撃を受けることがあってはならない。

5【戦争目的の公示】正しい戦争を自負できる人民は、①自分たちが目標とする平和がどのようなものか、②自分たちが求める国際関係がどのようなものか、を公示すべきである。その意見表明を通じて、自分たちがどのような人民であるか、をも公示することになる。

6【目的と手段の選択】目的と手段をめぐる実践的推理、すなわち戦争目的を判断するための手段の適切さを判断する実践的推理の推論原理が、功利主義的なものであろうとなかろうと、以上の五原理によって厳しく限定されていなければならない。唯一の例外は「極限的な危機」である。

ロールズは、以上の原理の遵守にかんして政治家 (statesman) の責任を重く見、特に4番目と5番目の原理について政治家の責任が問われるとする。各国の指導者は国民の目標を国民に代わって提示し、国民の責務を代行するが、それを立派になしうる人が「政治家」と呼ばれる。それを示す警句が「政治屋 (politician) は次の選挙のことばかり考えているが、政治家は次の世代のことに目を向ける」(107) である。

政治家は無私無欲である必要はないし、彼が公職に就いている間に、彼なりの利害関心にとられることはあるだろう。だけれども、社会の関心事が何たるかについて判断と評価を下す場合には、政治家は無私無欲でなければならない。戦時という危機にあってはなおさら、敵に対する報復や仕返しの影響を受けてはならない。

ロールズは、まず、原子爆弾投下も東京への大空襲も「極限的な危機」という免責事由を満たさないことを指摘する (108-109)。ナチス・ドイツとの戦争においてはそのような事由があること

もあったが「日本との戦争のどの時期にもアメリカ合州国側にそのような事由は存在すべくもなかった」し、合州国政府上層部の関係者たちにもそういう認識があった。だが、1945年6月から7月にかけて行われた連合国の指導者の一連の会談で「目的と手段の推論が猛威をふるって、その認識を押しつぶしてしまった」。

次にロールズは、目的と手段をめぐる実践的推理の誤りを指摘する (109-111)。よく挙げられる原子爆弾投下の正当化理由に次の4つがあるが、いずれも「戦争中の法」をしっかりと受け止めていない。①戦争の終結を早めるために原子爆弾は落とされた。②原子爆弾は多くの生命を救った。③原子爆弾投下のおかげで、天皇と日本の指導者たちは面目を保ちながら無条件降伏を受諾できた。④ソ連に合州国の国力を印象づけ、合州国の要求に応じさせるために原子爆弾を落とした。このような言い訳を用いた連合国の指導者には「政治家としての見識と手腕 (statesmanship)」が欠けていた、と言わなければならない。

どんなに自然で避けがたい敵愾心のように思われたとしても、そうした感情を野放しにせず、平和を希求する民主的な人民が歩むべき最善の進路を踏み外さないように努めること、これが政治家たる者の義務なのである。また、政治家というものは、現在の敵国との関係が格別重要であることを理解しているものである。…彼らは今は敵であるけれども、これから分かち合うべき正義になった平和においては、提携者・仲間だと見なされるべきなのである。

以上のような議論に基づいて、ロールズは次のように結論する (111)。

ヒロシマへの原子爆弾も日本の各都市への焼夷弾攻撃も、すさまじい道徳的な悪行 (great evil) であって、危機に基づく免責事由が当てはまらない場合、そうした悪

を避けることが政治家たる者の義務として求められる。

ロールズによれば、この悪は、戦争の勝敗が事実上決まっていたので回避可能だったが、しかし、たとえ戦争の勝敗がまだ決していなかったとしても「極限的な危機」という免責が成立しない以上、ヒロシマへの原子爆弾・各都市への無差別爆撃は大いなる悪であったことに違いはないのである。

2・2 ロールズの主張の検討

以上のようなロールズの議論には、その結論も含めて、賛成できる点も多いが、さまざまな疑問もつきまとう。

まず、ロールズの「戦争中の法」という語句はヨーロッパの正戦論 (Just War Theory) の伝統を思い起こさせる。ロールズは従来の正戦論をそのまま応用するわけではないが、明らかにその流れを汲む論理を改鑄して用いている。このことに疑問が寄せられたとしても、おかしくはない。正戦論をめぐる議論は、冷戦終結前後から再び盛んになり、賛否両論がある。もともと正戦論の主張は、原則として戦争は不正であるが、やむをえず正当化せざるをえない場合もあるので、その条件を厳格に規定し、いたずらに戦争が起こらないようにしようという、むしろ戦争の抑制に主眼を置いている。しかし、歴史を振り返ればわかるように、正戦論はむしろ戦争遂行の論理として利用されてきた。そのため正戦論に対する評価は分かれるのであるが、ここでは、正戦論自体の是非については措きたい。なぜなら、正戦論の是非をめぐるのは戦争遂行の正当化可能性を論じる「戦争に向かう法 (jus ad bellum 開戦法規)」が主な争点になるが、ロールズが主として論じているのは「戦争中の法 (jus in bello 交戦法規)」であり、「戦争に向かう法」は第一の項目で触れられてはいるが、結論を導き出すための主な論拠とはされていない

からである。「戦争中の法」は、戦争の目的が何であれ守られるべき条件を規定するものであり、戦争を原則として違法とする現代の国際社会においても「国際人道法」(「ハーグ陸戦条約」、「ジュネーブ条約」など)として認められており、それに基づいて戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所もすでに設置されている。

次の疑問点は、第二項目の〈民主主義国どうしは戦争をしない〉というテーゼである。このテーゼは、カントの永遠平和論に由来すると思われる⁽⁷⁾が、これについてロールズはマイケル・ドイル (Michael Doyle) の論考を引きつつ「相当の証拠がある」と述べている。しかし、たしかに、民主主義国は戦争を起こしにくい体制だとは言えるだろうが、戦争をしないと断言することはできない。また、これまでたまたま民主主義国どうしの戦争がなかったという事実に基づいて、民主主義国どうしは原理的に戦争をしない、と結論することもできない。もし民主主義国どうしが戦争をすれば、3の「戦争責任の軽重」という議論は無効となる。民主主義国の戦争は、指導者が開始を独断で決定するのではなく、議会を通じた国民の承認によって開始を決定するのだからである。ただし、原子爆弾投下批判に限って言えば、ロールズは、第二次世界大戦当時の日本は事実として民主主義国ではなかったという前提に基づいて議論を進めるのであるから、民主主義国どうしが原理的に戦争をしないかどうかという問題は、ひとまず措くことができるだろう。

さらなる疑問点は、「戦争責任の軽重」と民間人を攻撃対象としてはならないこととの関係である。ロールズは、「責任の軽重」という議論に基づいて「だから一般の国民を攻撃の対象にしてはならない」と主張しているのであろうか？ その後の議論を見る限り、そのようである。しかし、この説明には次のような疑問が生じる。ロールズは、4で、兵士にも民間人にも「諸人民の法」と

いう普遍的な規範によって人権が認められ、その人権が尊重されなければならない、と論じている。人権が尊重されなければならないという普遍的な規範がある、という主張そのものは妥当なものだとして。戦争の相手だからといってどんな扱いをしてもいいというわけではない、ということである。しかし、そうだとすると、戦争責任のある指導者にも人権はある、どんな犯罪者にも人権があるのと同じように。そうすると民間人、兵士、指導者の扱いの区別はどこから導き出されるのだろうか。ロールズの議論から導き出される答えは、たとえ敵であろうと、すべての人の人権が尊重されなければならない、敵であれ、人としてあまりにも残虐な、冷酷なしかたで扱われてはならないというものであるはずだ。そのさいの民間人、兵士、指導者の扱いの区別を、ロールズは十分説明できていない。

また、戦争責任と言えば、第二次世界大戦当時の日本には「民主社会の交戦国は非民主国であるから、その人民に戦争の責任はない」という記述は無条件には当てはまりそうにない。たしかに当時の日本は民主的な国家だったとは言い難いが、憲法をもち、立法・行政・司法の三権が分立し、選挙された代表者から成る議会をもつ立憲君主国だった。そして、多くの国民がさまざまな形で自発的に戦争に協力したのである。日本国民に「戦争の責任はない」と言うことはできない。

ここで思い起こされるのは、同じくアメリカ人の哲学者、トーマス・ネーゲル (Thomas Nagel) の「戦争と大量虐殺」⁽⁸⁾ という論文である。

2・3 ネーゲルの議論

ネーゲルは、十分な効果が得られるならば一般市民に攻撃を加えてもよい、という立場、十分に価値のある目的を達成することができるならばどんな手段も正当化される、という立場を「功利主

義」と呼び、その功利主義的立場に反対して、結果がいかによいものであってもやっていいことと悪いことがある、という立場を倫理的な「絶対主義」と呼ぶ。残念ながら、文明化された国のほとんどは功利主義の立場をとっている。しかし、他方では、どんなに大きな利益が得られる見込みがあるとしても、たとえば戦争を早期に終結させ、何百万人もの兵士と市民の生命を守ることができるとしても、核兵器や生物兵器など非人道的な兵器、空爆による無差別破壊、捕虜の虐待や拷問、農作物の破壊などは絶対に行ってはならない、という倫理感覚がわれわれにはある。国家間のぶつかり合いにも、個人間のぶつかり合いと同じように、「きれいな」やりかたと「汚い」やりかたがある (104)。この絶対的な倫理感覚を、ネーゲルはねばりづよく分析していく。

たとえば、選挙戦で対立候補が当選すれば国民の利益にならないことを、あなたが確信しているとして。しかし、あなたが彼の政策や政治家としての資質そのものではなく、彼のスキヤングラスな性生活にかんする情報や、妻がアルコール依存症であることを暴露したり、投票日に彼の支持者の自動車をパンクさせたりするとすれば、それは「汚い」間違ったやり方である。そういったことは、政治には関係がないからである。もっとも最近ではアメリカでも (そして日本でも) スキヤングラスは選挙戦の武器になってしまっているが、それが「汚い」やりかたであることにはかわりはない。同じように、タクシーの運転手に高い料金をふっかけられて口論するとき、運転手の言葉の訛りを馬鹿にすることも、「汚い」間違ったやり方である (104-105)。

ネーゲルは、その感覚は、どのような結果をもたらすか、ではなく、どのように人を扱うか、に関係している、と言う。そして、戦いという行為についていえば、汚い戦い方とは、自分の敵意や攻撃を正当な対象に向けず、もっと攻撃しやすい

周辺の標的に向け、間接的に正当な対象を攻撃することである。この「汚い」やりかたと「きれいな」やり方の区別は、喧嘩であれ、選挙戦であれ、哲学の議論であれ、そして戦争であれ、同じことである (105)。

こうした感覚の根底には、人が他の人に対してとるべき態度にかかわる理念があることは明らかである、とネーゲルは言う。それを言葉にするのは難しいが、大雑把にいえば次のように言える。「人が他の人に対して意図的に行う行為は、相手はその行為を主体として受け止めてくれるという意図をもって、主体としての彼・彼女に向けられていなければならない」(106)ということである。それは、自分の行為が向けられる人と正面から向き合う、と言ってもいいし、自分の行為が向けられる相手に人としての最低限の敬意をもたなければならぬ、ということでもある。

ネーゲルによれば、ある行為がこの理念に反しているかどうかは、相手自身に対してその行為を正当化することができるかどうか、考えてみればわかる。嫌がる子どもに苦痛を伴う外科的処置を受けさせるとき、子どもに向かって「おまえがもっと大きかったら、私がおまえを助けるためにこうしていることがわかってもらえるだろう」と言うことができる。また、沈没する船から人々を救出するとき、ある人を見捨てなければならない状況だとしよう。そのとき「わかってくれ、他の人々を救うためにはあなたに残ってもらうしかないのです」と言うこともできるだろう。戦場で兵士が敵兵を殺す場合に「おれがやられるか、おまえがやられるか、どちらかなのだ」と言うことすらできるだろう。しかし、重大な情報を握っていると思われる敵スパイを尋問するさい、その妻子を人質にとって「おまえがはかなければ、おまえの妻子は死ななければならないのだ、わかるだろう」とは言えない。同じように、ヒロシマの犠牲者に向かって「日本政府に降伏を促すために、あ

なた方を灰にしなければならないのです。わかってください」とは言えないのである。敵意や攻撃は、まず、あなたに脅威や危害を与える当の相手に向けられていなければならない。戦闘員は、あなたに脅威や危害を与えること意図して、武装し武器を使う。民間人はそうではない。また、負傷しもはや武器を使うことのできない兵士もそうではない (108)。

さらに続けてネーゲルは次のように論じる。攻撃は、敵の脅威や危害を妨げることを目的として行われなければならない。たとえ戦闘員だけを対象としたものであっても、餓死させたり、細菌兵器や毒ガスを使うことは、敵の脅威や危害を妨げる以上の効果をもたらす。戦闘とは関係のない苦痛を与え、健康を復元不可能なまでに損なう。その意味では、たとえ一般市民を巻き込まなかったとしても、核兵器の使用は倫理的に正当化できない。細菌兵器や毒ガス、核兵器は「兵士ではなく人間を攻撃する」と言われるのは、そういう意味に解釈することができる (114)。

私は、ネーゲルのいう「絶対主義」にはかなりの説得力があると思う。自分の行為を相手が一人の主体として受けとめられるように行為する、ということは、人を人として認め、人を人として扱うということの一部であり、他の人も自分自身の生き方をもつ存在であることを認めることや、人を単なる手段として利用しないことなどとともに、もっとも基本的な倫理原則である。以上のようなネーゲルの議論を補うことによって、民間人は攻撃の対象とされてはならない、という広く共有されアンスコムやロールズも擁護する原則を、よりよく理解することができるのではないだろうか。

同じように、戦争の相手国は「今は敵であるけれども、これから分かち合うべき正義にかなった平和においては、提携者・仲間だとみなされるべきなのである」というロールズの主張も、ネーゲ

ルの議論を援用することによって、よりよく理解できるように思われる。この主張はカントの「永遠平和のための第六確定条項」⁽⁹⁾と関連させて考えることができる。そこで、カントは、戦争終結後の当事国どうしの信頼を損なうような行為を戦時中に行ってはならない、と主張しているが、相手が一人の主体として受け止められないような行為をすることこそ、信頼の破壊をもたらす元凶なのである。

しかし、戦場で兵士と兵士とが互いに人と人として認め合うということ、同じ殺し合うという行為を「互いに主体として受け止め合うこと」のできる場合とできない場合を区別するということには、にわかには是認しがたいところがあるようにも思われる。それは、戦争自体が、殺し合うということそのことが悪だからである。しかし、その最悪の状況のなかでも正当化できる行為と正当化できない行為があることを認めないとなれば、戦時国際法のあらゆる規定が無意味になるとともに、原子爆弾の投下が特に重大な不正であることを認めることができなくなる。その区別を認めないことはロールズが「ニヒリズム」と呼ぶ態度に相当すると思われるので、ここで再びロールズの議論に戻り、稿を閉じよう。

おわりに

ヒロシマ論文の最終節で、ロールズは二種類のニヒリズムの論法をあげて、それを論駁すべきだと主張している。一つは、南北戦争におけるシャーマン将軍の「戦争は地獄だ」という言葉によって表現される、地獄のような戦争を一刻も早く終わらせるためにはどんな手段を用いてもよい、とする論法である。もう一つは、戦争に突入した以上、関係者はみな有罪であり、誰も他の人、他の国民を非難することなどできない、という論法である。ロールズに言わせれば「これらのニヒ

リズムは道徳的に空っぽでしかない」のであり「あらゆる道徳的・政治的原理や抑制が私たちから免除されるような時点など、決して訪れはしない」(113)。そして「二つのニヒリズムは、私たちに対して常時きちんと適用されるべき諸原理と諸抑制がないという不当な要求を行っているに過ぎないのである」(113)。このようなニヒリズムを論駁すべきだというロールズの主張は、私にはまったく正しいと思われる。しかし、それを論駁するロールズの議論は不十分だと思われたので、ネーゲルの議論を援用したのであった。

さて、このようなニヒリズム批判は、実は、戦争を自己反省する必要がある、というヒロシマ論文最後の主張に付帯して登場するものである。

しかし、あの戦いから50年たった今こそなすべしことは、私たちの落ち度を振り返りよくよく考え直す作業なのである。ドイツ人も日本人もそうした取り組み—戦後のドイツで用いられる言い回しを借りると「過去の克服」—を行うことを私たちは当然期待してよい。だったらどうして私たちもこの作業に取り掛かるべきではないなどと、言えるのだろうか。道徳上の過失なしに自分が戦争を始めたと考えることがそもそもあってはならないのだ！(112)

戦争中の過失の責任はもちろんのこと、そもそも戦争が紛争解決のための非暴力的努力の失敗の結果である以上、その努力を失敗させた責任は、戦勝国、敗戦国を問わずすべての当事国にある。しかし、そのようにして戦争を自己反省するとき、当事者すべてに責任があるのだから誰も非難することはできない、という皮相な無差別主義的態度に陥ることなく、責任と罪過の軽重を注意深く見極めるべきだ、というのである。ヒロシマ論文の真の意義はここにある、と私は思う。それは、原子爆弾投下の反省を、戦争をめぐる他のあらゆる反省のなかに位置づけ、同様の作業へと合州国

国民と世界の人々を促す試みなのだ。そのなかには、合州国の原子爆弾投下の不正を批判することは日本の戦争責任を問うことと切り離して考えることはできない、という主張も含まれるだろう。この「私たちの落ち度を振り返りよくよく考え直す作業」は後ろ向きの消極的な営みではない。そこから正義にかなった世界秩序、正義にかなった平和の構想が始まる未来志向の積極的な営みなのである。

註

- (1) John Rawls: "50 Year after Hiroshima", *Dissent*, Summer 1995. 川本隆史氏の翻訳が岩波書店『世界』1996年2月号に掲載された(103-114頁)。本論を書くに当たって同氏によるこの論文の解説も参照した。
 - (2) 海外からの客人を平和公園に案内したことが何回かあるが、加害者を責めるトーンが見られないことに「高邁さを感じる」という合州国国民の感想を聞いたことがある。
 - (3) もうずいぶん前のこと、高校生か大学生だった頃、平和公園の慰霊碑にいたずら書きがされたことがある。詳しいことは忘れてしまったが、慰霊碑の文言の後に「トルーマン」と書かれていたのである。気持ちはわかったと思ったが、あらためて合州国の責任を問おうと思うほど強くは共感しなかったことを記憶している。
 - (4) G. E. M. Anscombe: "Mr Truman's Degree", *Ethics, Religion and Politics* (The Collected philosophical papers of G. E. M. Anscombe Vol. 3, Blackwell, 1981. 以下、このエッセイからの引用は本文中に頁数をかっこに入れて示す。
 - (5) 以下で検討するトーマス・ネーゲルの論文を通じて知った。
 - (6) 以下、この論文からの引用は本文中に掲載
- 誌『世界』の頁数をかっこに入れて示す。訳文は川本氏の訳に従ったが、私の判断で改変したところがある。
- (7) イマヌエル・カント『永遠平和のために』第二章「永遠平和のための第一確定条項」に「各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」とある。カントのいう「共和制」とはわれわれのいう「民主制」のことである。
 - (8) Thomas Nagel: "War and Massacre", *Mortal Questions*, Cambridge UP. 1979. トーマス・ネーゲル(永井均訳)『コウモリであるとはどんなことか』勁草書房、86-120頁。以下、この論文からの引用は本文中に頁数をかっこに入れて示す。
 - (9) 「六、いかなる国家も他国との戦争において、将来の平和に際し、相互の信頼関係を不可能にしてしまうような敵対行為をすべきではない。たとえば、暗殺者や毒殺者の雇い入れ、降伏協定の破棄、敵国内での裏切りの扇動などが、それである。」

*付記 本稿は2005年度春学期の明治学院大学国際平和研究所提供科目(「広島・長崎講座」)における講義および2007年3月にミシガン州ホープ・カレッジで行ったインターナショナル・アワーでの講演に基づくものである。